

そこで、以下、被告定款の右規定の趣旨について検討する。

1 各種の社団に法人格を付与する法律により社団の性格に応じてなされる強行的な規制に反しない限り、社員が社団に対していかなる権利義務を有するかは、それぞれの社団が自律的に決すべき事柄であるところ、医療法上、持分払戻については何らの規定もないのであるから、医療法人社団が定款によつて脱退社員による持分の全部または一部の払戻請求権を認めることは何ら差し支えなく、仮に、脱退社員による右の請求権の行使によつて当該医療法人社団の存続が危機に瀕するとしても、そのような事態を招く定款を自律的に作成した以上、やむを得ないことといわざるを得ない。

しかるところ、被告定款第八条の「退会した会員は払込済出資額に応じて払戻しを請求することができ。」との規定は、それ自体の文理からしても、

持分払戻請求権と同じく社団財産の分割請求権たる性質を有する解散時の残余財産分配請求権について「本会が解散した場合の残余財産は総会の採択を経て払込出資額に応じて分配するものとする。」と定める被告定款第三五条

(右定款の規定は成立につき争いのない甲第四号証により認める。)との整合性からしても、被告を退会した会員には、払戻額の制限なしの持分払戻請求権、すなわち、その払込済出資額に比例して、金銭をもつてする社団財産の分割を被告に請求する権利があることを認めた趣旨であると解するのが相当である。

しかして、右の持分払戻において、退会会員が有する権利の度合である持分割合は、払込済出資額に比例するのであるから、払込済出資総額中に占める退会会員の払込済出資額の割合として計算される。

また、持分払戻に際しては被告の有する財産の価額を評価する必要があるところ、前記のとおり、持分払戻請求権が社団財産の分割請求権たる性質を有することに鑑みると、被告の財産の価額は、医療事業が存続することを前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額、言い換えれば、第三者が被告の行つて来た医療事業を譲り受ける目的でその財産全体を買い取る場合に示すであろう価額を標準とすべきであつて、少なくとも、財産を個々別々に売却した場合の価額（いわゆる時価。）を下るものではないといふべきである。

更に、右の持分割合の計算及び財産の価額の評価は、特に規定がない以上、持分払戻請求権の発生時である当該会員の退会時を基準としてなされるべきである。

2 被告は、被告において、その定款第八条は、退会会員に払込出資額それ自体の払戻を認めたものであると解釈・適用されてきており、右解釈・運用は、医療法人社団制度の立法趣旨が医療事業の資金調達を容易にし、事業の永続性を確保することにあることや、およそ持分の払戻を認める制度がある場合には、団体の事業の継続を前提として制度の運用がなされるべきであることなどを考慮すると、正当といふべきであると主張するところ、成立につき争いのない乙第二号証及び被告代表者尋問の結果によれば、被告は、設立以来の会員である訴外 平沼和四〇年五月八日に死亡して退会した際、その遺族に対し、払込済出資額そのものである金一一八五万八五一〇円を払い戻したことがあると認められ、これによれば、少なくとも、右の死亡当時、その持分払戻に参与した被告の理事は、定款第八条について被告主張

と同旨の解釈をとっていたことが窺われる。

しかしながら、被告定款第八条には、「払込済出資額を」ではなく、「払込済出資額に依じて」払い戻すことが定められているのであり、たまたま計算上払戻額が払込済出資額と同額になる場合であればともかく、常に払込済出資額の払戻で足りるとすることは、被告定款第八条の文意と著しく乖離しており、被告の理事が被告主張に沿った解釈をとった過去の例があるからといって、それが定款変更の手続を経ることなく直ちに原告と被告との間の法律関係を規律することにはならない。

なお、社団債権者の担保となるべき社団財産の確保が強く要請される場合には、法律上、出資の維持、充実に関する厳格な規定がおかれているのであり、かかる規定なくして、社団一般において、社員の脱退に伴う持分払戻の

制度がある場合に、社団の事業の維持を前提にして制度の運用がなされるべきことが当然であるとはいえないし、また、医療法の立法趣旨によって医療法人社団の有効な定款の文理と明らかに異なる解釈・運用を正当化することはできない。

3 また、被告は、設立時になされた出資と、その一一年後になされた原告の出資の価値は同じではないので、持分割合の計算において、原告の入会した昭和四五年五月二六日の直前におけるその余の会員の出資額総額は、その時点における被告の資産の時価評価額として計算されなければならないと主張する。たしかに、資産の内容は事業活動とともに変動するし、同一資産であっても地価の変動等によって評価額は変動するから、出資の額が同一でも時期が異なれば社団の事業への貢献度は異なると考えられるので、持分割合

の計算において、定款に右のような貢献度の差異を反映させる規定を設けることは許されるといふべきであらう。しかし、「払込済出資額に依じて」とのみ規定する被告定款第八条の文言を、そのような趣旨に解釈することには無理があるし、また、被告主張の持分割合計算方法では、例えば、被告の資産が債務超過の状態にあるときに、出資した会員の持分割合（本来、一以下の正数として算出されるべきである。）は、当該出資により債務超過の状態が解消される場合には一を超える数値に、債務超過が解消されない場合には負数値になってしまい、そのため既出資者の持分割合も算出不能となってしまうという点で不合理であり、にわかに採用することができない。

4 更に、被告は、種々の払戻額の試算を主張するが、これらは、前記のとおり被告の定款からは導き得ない持分割合の計算方法をとる（前記請求の原因

に対する認否及び被告の主張第2項の①②③⑤）、もしくは、被告の定款による持分払戻請求権が社団財産の分割請求権たる性質を有することを看過し、被告の財産の価額につき、真実の客観的な価額ではなく、損益計算の目的で作成される簿記価額や相続税課税のための財産価額算出方法をとる（同②③⑤）、または、持分割合や被告の財産の価額とは無関係に払戻額を算出するものであり（同④）、いずれも首肯するに足りない。

三 請求原因第5項の事実のうち、原告退会時における原告を含めた被告会員の払込済出資総額が金四五六万三〇九四円であることは当事者間に争いが無い。

そこで、右の時点における被告の財産の価額につき検討するに、その積極財産のうち、流動資産が金三億九三〇三万六一〇二円であり、固定資産中の土地の時価が金四三億八〇八八万円、建物の時価が金一〇億二二五六万七〇〇〇円、

無形固定資産が金一六七万一四五五円であり、投資金が金一七九万円であることは、被告がこれを明らかに争わないから自由したもののみならず。

また、土地建物以外の有形固定資産の額について、金七九〇九万六六〇七円の限度で当事者間に争いがなく、原告は、右の金額を含めて金一億六二三〇万三〇七五円であると主張し、成立につき争いのない乙第一号証にはこれに沿う記載があるが、弁論の全趣旨によれば、右乙第一号証（昭和六三年三月三十一日現在の貸借対照表。）記載の金額は、病室床蓆、排水設備、電気設備など建物に付加された価値であつて建物の時価に含まれているものの額八三二〇万六四六八円が計上されていることが窺われるのであり、右当事者間に争いのない金額を超える土地建物以外の有形固定資産が存すると認めることはできない。

更に、負債の合計額について、金八億四九三五万九三二〇円の限度で当事者間に争いがなく、被告は、右金額の負債以外に、原告との間において成立した裁判上の和解に基づき、昭和六三年三月三十一日、原告に対して退職金及び功労金として計三八〇〇万円の支払債務を負つたと抗弁しており、原告はこれを明らかに争わないから自由したもののみならず。

しかして、前記のとおり、被告定款第八条による持分払戻に際しては、医療事業が存続することを前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価額を標準とすべきであつて、少なくとも、財産を個々別々に売却した場合の価額を下るものではないといふべきところ、以上認定の事実によれば、原告退会時において被告が有していた財産の価額は、積極財産合計五八億七九〇四万一千六四円から負債合計八億八七三万九三二〇円を差し引いた金四九億九一六

八万一千八百四十四円を下らないと認められる。

四 以上のとおりであるので、被告が被告定款第八条に基づき原告に対して払い戻すべき金額は、原告退会時における被告の財産の価額金四億九千九百九十一万八千八百四十四円に、原告の持分割合四五六万三〇九四分の五〇万を乗じて算出される金五億四六九万六千二百四十七円であると認められる。

五 請求原因第6項の事実について、成立につき争いのない甲第五号証によれば、原告が債権者、被告が債務者となった東京地方裁判所八王子支部昭和六十二年(甲)第 号事件の昭和六三年三月三十一日審尋期日において、原告が被告の理事を辞任し、かつ、被告を退会することなどを内容とする裁判上の和解が成立し、右和解の第三項において「債権者の退会に伴う出資金の払戻しについては、別途協議する。」と、同じく第五項において「債権者と債務者間には、第三項記

載の出資金払戻請求債権関係を除き、互いに、他に何らの債権債務のないことを確認する。」と定められたことが認められるところ、右認定の事実及び弁論の全趣旨によれば、原告は、昭和六三年三月三十一日に右裁判上の和解が成立するまでに、被告に対して持分の払戻を請求したが、金額面で折り合いがつかなかったため、これについては右の和解において別途協議する旨を確認するに止めたものと推認される。

したがって、原告の被告に対する持分払戻請求債権は、昭和六三年三月三十一日までに行われた催告により弁済期が到来し、これを経過したと解される。

六 以上によれば、原告の本訴請求は、被告定款第八条に基づく持分払戻請求権として金五億四六九万六千二百四十七円及びこれに対する弁済期の翌日である昭和六三年四月一日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延損

害金の支払を求める限度において理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九二条但書を、仮執行及びその免脱の宣言につき同法一九六条一項、三項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所八王子支部民事第三部

裁判長裁判官

白石悦穂

裁判官

水谷美穂子

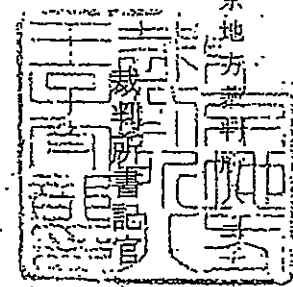
裁判官

石橋俊一

右は正本である。

平成六年三月十四日

東京地方裁判所八王子支部民事第三部



浅沼成由

訴訟費用 二二〇